

# 経済産業省

平成18・08・03資第2号

エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者が取り組むべき措置に関する様式を次のとおり制定する。


平成18年8月18日

経済産業大臣 二階 俊博

エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者が取り組むべき措置に関する様式

エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者が取り組むべき措置（平成18年経済産業省告示第258号）の1-2（4）、3-2（4）及び7-2（4）に規定する様式は、次のとおりとする。

様式を作成した年度を表示。



電気冷蔵庫のうち、ノンフロン製品についてはノンフロンマークを表示。

多段階評価の星の数を大きく表示。

省エネ基準達成率100%の位置を表示。

省エネルギーラベルを表示。

1年間使用した場合の目安となる電気料金を表示。

2000年度版  
この商品の  
省エネ性能は？  
省エネ基準達成率 100%以上  
省エネ基準達成率 エネルギー消費効率  
100% 未済  
ノンフロン  
省エネ基準達成率 〇〇〇% エネルギー消費効率 〇〇〇  
目標年度 2000年度  
メーカー名 | 機種名  
1年間使用した場合の目安電気料金  
〇〇〇 円  
使用期間中の環境負荷に配慮し、省エネ性能の高い製品を選びましょう。

附 則

この様式は、平成18年10月1日から施行する。